

枚方市規則第 11 号

枚方市養育医療に関する規則の一部を改正する規則

枚方市養育医療に関する規則（平成25年枚方市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表備考2第4号を削り、同表備考3を削り、同表備考4を同表備考3とし、同表備考5を同表備考4とする。

附 則 [令和4年3月18日公布]

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市養育医療に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行った母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項に規定する養育医療の給付に要する費用を徴収する場合について適用し、同日前に行った同項に規定する養育医療の給付に要する費用を徴収する場合については、なお従前の例による。